

平成 4年 3月11日 制定
2013年12月16日最終改正
2017年10月 2日一部改正
2019年10月 7日一部改正
2020年10月19日一部改正
2020年12月14日一部改正
2022年 4月18日一部改正
2024年12月16日一部改正

公益社団法人 日本口腔外科学会各種委員会共通規則

第1条 公益社団法人日本口腔外科学会定款施行細則第35条の規定により、本学会の事業運営に資するため次条に掲げる委員会を置く。

第2条 委員会の名称・所掌事項は、次のとおりとする。

名 称	所 掌 事 項
会 則 委 員 会	1. 定款、定款施行細則の制定・改廃に関する事項 2. その他規則・内規等の制定・改廃に関して理事会が必要と認めた事項
財 務 委 員 会	1. 予算・決算に関する事項 2. 入会金・年会費に関する事項 3. 諸料金（投稿料・審査料・登録料・広告料）等に関する事項 4. その他財務に関する事項
広 報 ・ I T 委 員 会	1. 広報に関する事項 2. 広報誌の編集、発行 3. 学会ホームページに関する事項 4. 学会の情報通信環境の整備に関する事項
口 腔 外 科 疾 患 調 査 委 員 会	1. 口腔外科疾患に関する調査・報告に関する事項 2. 情報に基づく対策案の企画・作成に関する事項
倫 理 委 員 会	1. 「公益社団法人日本口腔外科学会における会員の倫理等に関する規則」の実施に関する事項 2. 「公益社団法人日本口腔外科学会における会員の倫理等に関する規則」の改正に関する事項 3. その他本学会における倫理に関する事項
倫 理 審 査 委 員 会	1. 本学会が主体となって実施し、公表する、又は倫理委員会をもたない医療施設及び研究機関に所属する本学会会員が実施し、本学会で公表する人間を対象とした医学・歯学研究に関する倫理上の問題の審査 2. その他「1.」の目的を達成するために必要な業務

利益相反 (COI) 管理委員会	<ol style="list-style-type: none"> 利益相反の適正な管理方策の立案 COI 自己申告書に関する調査、審査及び措置 利益相反に関する質問・相談への対応 本学会の利益相反に関する情報の公開 利益相反の管理に関する必要な事項の審議
懲 戒 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 懲戒事由の有無、懲戒の適否等の審議及び懲戒手続に関する事項
専 門 医 制 度 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 専門医制度に関する事項 専門医制度規則及び同施行細則並びに内規等の改訂に関する事項 認定医、専門医、指導医、研修施設、関連研修施設の認定審査及び資格更新審査、並びに資格の喪失、認定の取消しに関する審査
認 定 医 資 格 認 定 ・ 専 門 医 資 格 審 査 会	<ol style="list-style-type: none"> 認定医資格認定・専門医資格審査申請書類の審査、判定 認定医・専門医の試験の実施、合否判定 専門医手術実地審査の実施、評価判定 認定医資格認定・専門医資格審査業務に必要な事項
研 修 施 設 資 格 審 査 会	<ol style="list-style-type: none"> 研修施設及び関連研修施設の資格審査申請書類の審査、合否判定 研修施設等の資格審査業務に必要な事項
若 手 口 腔 外 科 医 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 若手口腔外科医の交流に関する事項 口腔外科の将来の活性化に関する事項 口腔外科認定医の教育に関する事項
ダイバーシティ推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 男女共同参画をはじめとするダイバーシティの推進戦略の策定 男女共同参画をはじめとするダイバーシティ推進のための企画、立案、実施
雑 誌 編 集 査 読 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 会誌編集、発行等に関する事項 会誌掲載論文等の審査、掲載可否決定 投稿規程等関係諸規則等に関する事項
学 術 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 学術研究の奨励に関する事項 その他学術に関する事項
キャダバーサージカル トレーニング委員会	<ol style="list-style-type: none"> キャダバーを用いての手術手技向上に向けてのトレーニングの実施 実地臨床へのトレーニング成果のフィードバック 認定医・専門医・指導医の手術手技の向上

学術大会企画運営委員会	1. 本学会学術大会の基本企画に関する事項 2. その他学術大会に関する事項
専門医制度研修カリキュラム委員会	1. 専門医制度の研修カリキュラムに関する事項 2. 教育研修会に関する事項
医療安全委員会	1. 医療制度に関する事項 2. 医療問題に関して関係機関との連絡調整 3. その他医療問題に関する事項
学術用語委員会	1. 学術用語に関する事項
学会栄誉賞選考委員会	1. 本学会における学会賞の中の学会栄誉賞の選考及び表彰に関する事項 2. その他学会栄誉賞に関する事項
学術奨励賞等選考委員会	1. 本学会における学会賞の中の学術奨励賞及び総会時の優秀ポスター発表賞並びに口演発表賞等の選考及び表彰に関する事項 2. その他上記学会賞に関する事項
将来構想委員会	1. 本学会の将来構想に関する事項 2. 本学会の持続的な発展に関する包括的事項
涉外委員会	1. 国内の涉外に関する事項
国際学術委員会	1. 学術の国際交流に関する事項 2. 国際間の涉外に関する事項
国際医療協力委員会	1. 開発途上国等に対する口腔外科にかかる支援に関する事項 2. 外国留学生の受け入れに関する事項 3. その他、国際協力に関する事項
社会保険委員会	1. 社会保険制度に関する事項 2. 社会保険診療報酬請求に関する事項

病院歯科口腔外科医療連携委員会	1. 病院歯科口腔外科医療に係る情報収集及び調査分析に関する事項 2. その他口腔外科医療（病診連携、多職種連携及び病院歯科口腔外科等の活動を含む）に関する事項
脱タバコ社会実現委員会	1. 脱タバコ社会実現の推進に関する事項

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長が委嘱する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長あるいは委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員会は、必要に応じて開催する。

第5条 委員会は第2条に掲げる所掌事項のほか、理事会から諮問された事項について審議し、答申する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 委員会は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

第7条 委員会は、所掌事項のうち特定の事項について審議するため、理事会の承認を得て、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員会の議を経て理事長が委嘱する。

第8条 委員長は、当該委員会の審議状況を議事要録にて直近の理事会に報告しなければならない。

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

第9条の2 第3条、第5条および前条の規定は、他の規則で別段の定めがある場合は、その規則の定めるところによる。

付 則

1 この規則は、平成4年3月31日から施行し、平成3年10月25日から適用する。

2 この規則施行日現在の委員の任期は第3条の規定にかかわらず、平成5年8月31日までとする。

3 第2条の表に「財務委員会」を加える。 (平成5年2月26日適用・平成6年4月15日改正)

4 第2条の表に「調査企画委員会」及び「学術教材委員会」を加える。

(平成6年1月18日適用・平成6年4月15日改正)

5 この規則は、平成7年9月25日から施行し、平成6年11月7日から適用する。

(第3条の一部改正・第9条の2を追加)

- 6 第2条の表に「倫理委員会」を加える。(平成7年11月16日適用・平成7年11月16日改正)
- 7 第2条の表に「国際協力委員会」を加える。
(平成9年11月17日適用・平成9年11月17日改正)
- 8 第2条の表の「雑誌編集委員会」を「雑誌編集査読委員会」に改める。
(平成10年9月21日適用・平成11年3月18日改正)
- 9 第2条の表に「学術委員会」を加える。
(平成11年10月22日適用・平成11年10月22日改正)
- 10 第2条の表の「標榜科名委員会」を「標榜委員会」に改める。
(平成11年11月22日改正)
- 11 第2条の表に「歯学教育問題特別諮問委員会」を加える。(平成12年8月11日改正)
- 12 第2条の表に「学術奨励賞選考委員会」を加える。
(平成13年9月1日適用・平成13年10月2日改正)
- 13 第2条の表に「IT委員会」を加える。(平成14年1月21日改正)
- 14 第2条の表に「専門医制度検討委員会」を加える。(平成15年1月27日改正)
- 15 第2条の表の「標榜委員会」を廃止し、「連携医療推進委員会」を
設置し、「標榜委員会」の所掌を包含する。(平成15年12月1日改正)
- 16 第2条の表に「タバコ対策委員会」を加える。(平成15年12月1日改正)
- 17 第2条の表に「学会栄誉賞選考委員会」を加える。(平成16年4月19日改正)
- 18 第2条の表の「学術奨励賞選考委員会」を「学術奨励賞等選考委員会」に名称変更
する。(平成16年4月19日改正)
- 19 第2条の表に「地方会選出評議員選挙管理委員会」を加える。
(平成17年1月18日改正)
- 20 第2条の表を次のとおり改定する。
 - 1) 「会則委員会、地方会選出評議員選挙管理委員会」を統合し、「選挙・会則委員会」に改める。
 - 2) 「広報委員会、IT委員会」を統合し、「広報・IT委員会」に改める。
 - 3) 「医療委員会」を「医療安全委員会」に改める。
 - 4) 「連携医療推進委員会」を「関連医療連携委員会」に改める。
 - 5) 「涉外委員会」を「国際涉外委員会」に改める。
 - 6) 「タバコ対策委員会」を「脱タバコ社会実現委員会」に改める。
 - 7) 「専門医制度委員会」、「認定医・専門医資格認定審査会」、「研修施設資格認定審査会」、
「専門医制度研修カリキュラム委員会」、「歯学教育研修委員会」、「学術大会企画委員会」、「病
院歯科口腔外科推進委員会」、「涉外委員会」を加える。
 - 8) 「専門医制度指定委員会」、「専門医制度認定委員会」、「カリキュラム委員会」、「教育
研修委員会」、「学術教材委員会」、「歯学教育問題特別諮問委員会」、「歯科医師臨床
研修対策委員会」を廃止する。
- 21 「懲戒委員会」を加える。
(平成20年4月21日改正)
- 22 第2条の表の一部を次のとおり改定する。
 - 1) 「学術大会企画委員会」を「学術大会企画運営委員会」に改める。
 - 2) 「歯科学術用語委員会」を「学術用語委員会」に改める。
 - 3) 「国際涉外委員会」を「国際学術委員会」に改める。
 - 4) 「国際協力委員会」を「国際医療協力委員会」に改める。
 - 5) 「調査企画委員会」を「口腔外科疾患調査委員会」に改め、担当常任理事を涉外担当から
総務担当に変更する。

- 6) 「歯学教育研修委員会」を廃止する。
23 各委員会所掌事項の一部改正をした。

(2009年12月4日改正)

- 24 第2条の表を次のとおり改定する。
1) 「選挙管理・会則委員会」を「会則委員会」に改める。
2) 「代議員選挙管理委員会」及び「支部選出理事候補者選挙管理委員会」を加える。
3) 「雑誌編集査読委員会」の所掌事項の一部改正をする。
25 第4条第1項を「委員長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長が委嘱する。」とし、
第1項本文を第2項として以下順次繰り下げる。
- (2012年9月3日改正)
- 26 「会則委員会」の所掌事項2を一部改正する。 (2013年8月5日改正)
- 27 第2条の表に「倫理審査委員会」、「利益相反(COI)管理委員会」を加える。
(2013年12月16日改正)
- 28 第2条の表に「若手口腔外科医委員会」及び「キャダバーサージカルトレーニング委員会」
を加え、「代議員選挙管理委員会」及び「支部選出理事候補者選挙管理委員会」を削除する。
(2017年10月2日改正)
- 29 第2条の表に「将来構想委員会」を加える。 (2019年10月2日改正)
- 30 「学術奨励賞等選考委員会」の所掌事項1を一部改正する。 (2020年10月19日改正)
- 31 第2条の表から「関連医療連携委員会」及び「病院歯科口腔外科推進委員会」を削除し、
新たに「病院歯科口腔外科医療連携委員会」を加える。 (2020年12月14日改正)
- 32 第2条の表に「ダイバーシティ推進委員会」を加える。 (2022年4月18日改正)
- 33 第2条の表を次のとおり改定する。
1) 「認定医・専門医資格認定審査会」を「認定医資格認定・専門医資格審査会」に改める。
2) 「研修施設資格認定審査会」を「研修施設資格審査会」に改める。
- (2024年12月16日改正)